

令和元年度 第23回庁議要旨

日時：令和2年3月19日（木）

午前9時～同30分

会場：庁議室

[報告事項]

1 「石巻市生活困窮者等就労準備支援事業」及び「石巻市生活困窮者等家計改善支援事業」の実施について（福祉部）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化及び相談に至っていない潜在的困窮者に対する包括的支援を図るため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されており、同法では必須事業と任意事業が定められている。

本市では、必須事業である「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」（有期）の支給を平成27年4月から実施し、任意事業については「子どもの学習・生活支援事業」を平成28年6月から実施している。

国は、ひきこもり・ニート・長期無職者・家計管理等要支援者などが抱える複合的な課題への対応を強化するため、平成30年10月に制度を改正し、任意事業である「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」について、自治体に対し令和4年度までに「自立相談支援事業」との一体的な実施を求めている。

相談窓口での相談件数の増加と複合的な課題への対応や、相談窓口に来所が難しい困窮者等（ひきこもり・ニート・長期無職者・家計管理要支援者等）の掘り起こしの強化が課題となっている。

任意事業である「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」を実施することにより、困窮者等の経済的困窮状態からの脱却を図ることを目的とする。

(1) 主な内容

① 就労準備支援事業

就労の前段階として必要な生活習慣の形成、社会参加や就労意欲の向上、社会的能力や就職活動のための技法の習得等、一般就労に向けた基礎的な能力を身につけることを目的とする。

ア 日常生活自立に関する支援

イ 社会生活自立に関する支援

ウ 就労自立に関する支援

エ 就農等訓練事業

オ 福祉専門職との連携支援事業

② 家計改善支援事業

家計状況を把握の上、家計問題の解決に必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計管理能力を高めることを目的とする。

ア 家計管理に関する支援

イ 滞納の解消（家賃、税金、公共料金など）のため、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援

- ウ 家計表やキャッシュフロー表を用いて出納管理を見直し、自ら家計管理できる力を育てる支援
- エ 貸付のあっせん

(2) 今後の予定

- 令和2年 3月 石巻市生活困窮者等就労準備支援事業実施要綱及び石巻市生活困窮者等家計改善支援事業実施要綱の制定（施行予定年月日：令和2年4月1日）
- 5月 入札審査会・プロポーザル選定委員会の設置・公告
- 6～7月 プレゼンテーションの実施・審査、委託業者の決定、契約締結
- 8月 事業開始

2 市営住宅入居請書への極度額及び原状回復義務の明示等について（建設部）

民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、賃貸借契約における保証人に対する個人根保証契約に極度額の設定が義務付けられること及び賃借人が退去する際の原状回復義務が明文化されることから、市営住宅条例施行規則、特定公共賃貸住宅条例施行規則及び勤労者住宅条例施行規則の整備が必要となった。

民法の改正に伴い関係規則の一部を改正することにより、保証人を確保し入居者の居住の安定を図るとともに、市営住宅等の適正な管理運営を図る。

(1) 主な内容

- ① 連帯保証人に関して極度額を設定し、その額を30万円とする。

※ 極度額30万円の設定根拠

国土交通省調査「極度額に関する参考資料」及び近隣市町の極度額を参考とした。

- ② 入居者の原状回復義務の範囲を明文化する。

その他上記改正に合わせ、必要事項の明記を行う。

(2) 今後の予定

- 令和2年3月 市営住宅条例施行規則、特定公共賃貸住宅条例施行規則及び勤労者住宅条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3 石巻市危険ブロック塀除却等事業の見直しについて（建設部）

ブロック塀の除却については、国の社会資本整備総合交付金のうち防災・安全交付金の効果促進事業を活用し実施してきたが、平成30年6月の大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を受けて、平成31年度に、同交付金に基幹事業が創設され、令和2年度から基幹事業で実施可能な部分は原則基幹事業での実施が必要となった。

基幹事業では、耐震改修促進計画に位置付けた避難路沿道等のブロック塀が対象となることから、ブロック塀の除却を基幹事業として実施するのに際し、本市では、今年度中に石巻市耐震改修促進計画で避難路の位置付けを行う予定としている。

石巻市危険ブロック塀除却等事業の見直しを行うことにより、適切なブロック塀の維持管理を図る。

(1) 主な内容

ブロック塀の除却に関する国の事業が「効果促進事業」から「基幹事業」に移行されるのにあわせて、石巻市危険ブロック塀除却等事業のうち、除却工事に関する部分を以下のとおり見直す。

① 補助金額

改正後	現行
除却工事の補助金額は、 <u>除却に要する費用の3分の2</u> 又は補助対象となるブロック塀等の道路側からの見付面積1平方メートル当たり4,000円を乗じて算定した額のいずれか低い額とし、1件当たりの補助限度額を15万円とする。	除却工事の補助金額は、補助対象となるブロック塀等の道路側からの見付面積1平方メートル当たり4,000円とし、1件当たりの補助限度額を15万円とする。

② 補助対象外経費

申請者自らが行う除却については対象外とする。

また、国の補助事業の対象は以下のとおり区分する。

- ・基幹事業：ブロック塀の除却、ブロック塀除却跡地のフェンスの設置
- ・効果促進事業：門扉・門柱及びフェンスの除却

(2) 今後の予定

- 令和 2年 3月 石巻市耐震改修促進計画の見直し
- 4月 石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱の一部改正(同月1日施行予定)
- 市ホームページで周知
- 5月 市報掲載

【その他】

- ・「復興の火」に係る駐車場の案内について（復興政策部）
- ・本年の観桜期間・ライトアップの中止について（産業部）

以 上